

町長交際費執行基準一覧表（平成26年4月1日現在）

区分		香料	生花	供籠	見舞	備考	対応者	
議員	現職	本人	10,000	◎	○	5,000	議長連名	町長
		配偶者、実父母、子	5,000	◎				町長
		義理の父母	5,000	○				議長
	元職	本人	5,000	◎			議長連名	町長
		配偶者・実父母	5,000				元職が生存中	副町長
	一部事務組合						弔電	
各種委員会委員	①	本人（現職）	10,000	◎		5,000	教育・選管・農業は連名	町長
		配偶者、実父母	5,000	○				町長又は副町長
		本人（元職）	5,000				各交際費対応	所管部長対応
	②	本人	5,000	○			消防団員は団長連名	副町長・部長
		同配偶者	5,000				喪主に限る・各交際費対応	所管部長
町政功労者	自治功労者		10,000	◎	○			町長
	叙勲者		10,000	◎			町功労者のみ	町長
	町内公的団体・補助団体の長		5,000	○		5,000		町長
	町内公的団体・補助団体の元長		5,000					所管部長
三役・職員	現職	本人	10,000	◎	○	5,000	管理職以上は議長連名	町長
		配偶者、実父母、子	5,000	◎			正職員以外は1基	副町長
		祖父母	5,000	○			職員が喪主に限る	部長
		義理父母	5,000	○			正職員のみ。喪主は一对	副町長
	元職	本人	5,000	◎			議長連名	町長
		配偶者、実父母	5,000	○			元職が生存中	副町長
公共団体等	隣接	市町現職首長	5,000	◎				町長
		同上首長配偶者・実父母	5,000				生花は協議	副町長
	上記以外の現職首長、元職						弔電	
	国員大会議員	本人	5,000	◎			地元選出	町長
		配偶者、実父母	5,000	◎				
元職						弔電・香典等は事例毎協議		

非常勤特別職

①自治法180条の5（教育、選管、農業、固定資産、監査）、区長、民生・児童委員

②①以外非常勤特別職委員

※1. その他町長が特に必要と認める場合は別途協議する。

※2. 生花の「◎は1対」、「○は一基」

※3. お見舞いは、概ね1週間程度を超える入院の場合（同一要因の場合は初回のみ）